

司法修習の充実方策について

法廷実務家の養成だけでなく、社会の幅広い分野で活躍できる法曹として必要な汎用的基礎力のかん養



法曹養成制度検討会議取りまとめ

i 司法修習については法科大学院教育との連携が図られているが、現在、各法科大学院の実務基礎教育の内容にばらつきがある。

- 各法科大学院において実務基礎教育の質を向上させることによって、ばらつきの解消を図ること
- 司法修習の早い段階においても、より一層実務に即した効果的な分野別実務修習を実施できるよう、修習生に対する導入的教育を更に充実させることが求められた。

ii 司法修習の期間が1年間に短縮されたこと等

修習（選択型実務修習を含む）をより密度の濃いものとするための工夫が求められた。

法曹三者による分野別実務修習担当者に対するアンケート結果等

i 法曹三者に温度差はあるものの、修習生の中には、修習開始段階での要件事実の考え方、事実認定の基礎的知識、当事者法曹としての視点・姿勢、検察の役割・機能に関する理解等が不足している者がいるとの指摘があった。

ii 分野別実務修習の内容に相当のばらつきがあり、検察、弁護のアンケートによれば、各分野別実務修習終了時においても必要な能力を身に付けさせられていないとの指摘があった。

iii 検察、弁護のアンケートによれば、上記 i を踏まえ、導入的教育として、研修所教官による相当期間の集合修習を行うべきであるとの意見があった。

司法修習充実の基本方針

- 修習委員会では、これまで司法修習の運営に特段の問題があるとは認識していなかったが、法曹養成制度検討会議の取りまとめ、法曹三者アンケート結果等を受けて、今後は修習の実情を把握し、改善すべきは改善するという姿勢で臨むこととする。
- ①修習開始段階の修習生の状況、すなわち法科大学院の実務基礎教育を経て司法試験に合格して司法修習生になった者の知識・能力の状況（その限りで法科大学院の実務基礎教育の状況、司法試験の状況も視野に入ることになる）、②各分野別実務修習において行われている指導内容、その効果の実情、③選択型実務修習、集合修習の状況、④修習終了時に法曹としての汎用的基礎力が身に付いている状況等、修習全体について、その実情を把握し、これらを分析して、導入段階の教育を含む修習全体の充実方策を検討すべきである。
- 現在、必ずしも2の①～④の修習の実情がつぶさに把握できているわけではないが、法曹養成制度検討会議の取りまとめ、法曹三者アンケート結果等、中でも検察、弁護の結果を踏まえ、現時点で考えられる方策は、

I 不足が指摘されている基礎知識等について司法研修所の企画する導入段階の統一的教育を行う。導入段階におけるその教育目的・内容・方法については、本書面記載の諸状況を踏まえ、現在、幹事会ワーキンググループにおいて議論しているところ。

議論の状況について別に説明

II 分野別実務修習においてガイドラインの策定等により、各分野別実務修習における指導内容を明確化・充実化する。司法研修所は、各分野の課題の把握と支援を行う。

分野別実務修習の充実方策参照

- 修習委員会は、今後継続的に、2の①～④の実情及び3のI、IIの方策の効果を調査し、これらを分析して、I、IIの方策を改善する必要がないかを含め、修習全体について、不断に実情の把握と充実方策の検討を行っていく。